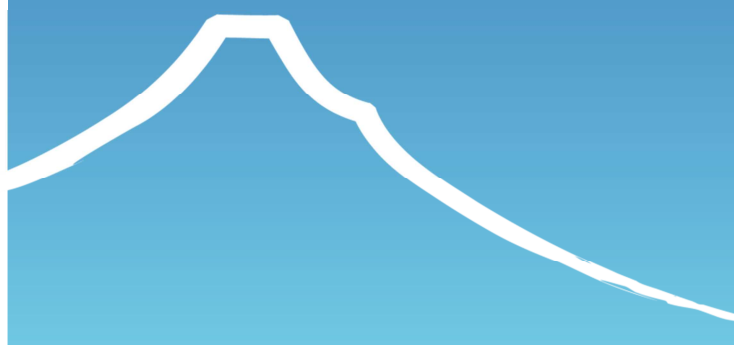


富士宮市 景観計画

< 景観形成基準 >

～富士山の庭園都市へ～



景観計画策定の目的と位置づけ

- ・本市では平成7年に富士宮市都市景観条例を施行しました。また、同年、都市景観形成基本計画を策定し、大規模建築物の景観の誘導などを推進してきました。
- ・基本計画策定後10年余が経過し、市街化の進展や市民意識の向上など、社会経済情勢は変化に伴い、景観形成の計画や方策の見直しが必要な状況でした。さらに、平成16年には景観法が施行され、景観形成に係る制度が整えられました。これらを受け、平成19年8月1日に本市は景観行政団体となりました。
- ・上記を踏まえ、富士宮市景観計画を策定し、本市の環境と文化の向上、地域の活性化に寄与しています。
- ・平成22年3月23日の芝川町との合併により、新市域に対応した景観計画に変更しました。
- ・本計画は上位計画である総合計画などを踏まえつつ、関連する計画と連携しながら推進されるものです。

景観形成の目標

(キャッチフレーズ)

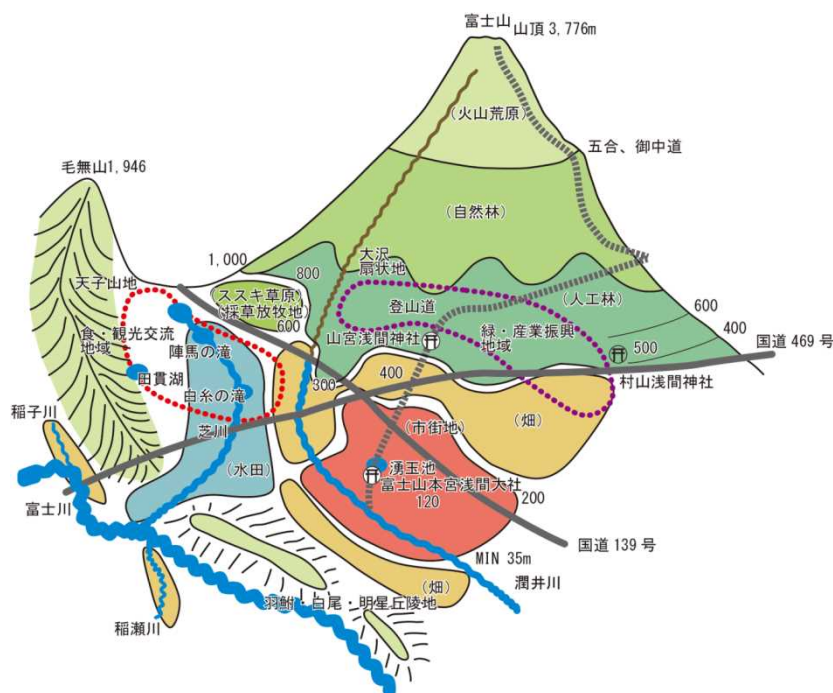
富士山の庭園都市へ

富士山を擁する本市は、その優れた自然の恵みを生かし、歴史や文化を育みつつ発展してきました。富士山は、日本はもとより世界の人々に知られた我が国の象徴であり、国を代表する景観の一つです。さらに、芸術や信仰の対象となるなど、昔から極めて多くの人々に対し、親しみや畏れを感じさせてきた貴重な財産です。これらを踏まえ富士山自体の優れた景観を継承することがまず大切です。

市域の西側に連なる天子山地や羽觶丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、富士川、潤井川、芝川などは、市民が親しむ地域の景観であり、それぞれ地域の生活とともに保全し活用することが重要です。

また、これら豊かな緑と水の中に、自然と調和した美しいまち並みや道路や公園が整い、あるいは手入れの行き届いた田畑や牧草が広がる、暮らしの景観を構成していきます。

このようにして創出されていく景観を庭園都市と表現し、「富士山の庭園都市へ」を本市の景観形成の目標とします。



本市の景観の将来像は、6つの目指すべき景観により構成されています。これらの方針に沿って市民、事業者、行政の協働により、将来像の実現を目指します。

市域全域の景観形成基本方針

富士山の庭園都市へ

ふるさとの原風景たる自然景観を大切にすまち



- ①森林が広がる富士山麓の景観を守り、生かします
- ②自然の美しさが映える朝霧高原・田貫湖の景観を守り、生かします
- ③市街地などの背景となっている緑豊かな天子山地等と丘陵地の景観を守り、生かします
- ④安全で清らかな水の流れる河川の景観を守り、生かします
- ⑤湧水池の景観を守り、生かします
- ⑥谷間の落ち着いた景観を守り、生かします

生業として育まれた農村景観を継承・充実すまち



- ①水田のある農村景観を育みます
- ②茶園や畑・竹林のある農村景観を育みます
- ③牧草地に畜舎の点在する景観を育みます

富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出すまち



- ①調和があり地域らしさの感じられる住宅地の景観をつくりま
- ②賑わいのある中心商業地の景観をつくりま
- ③周辺と調和した沿道商業地の景観をつくりま
- ④緑・産業振興地域などにおける周辺と調和した良好な景観をつくりま
- ⑤周辺のまち並みなどに配慮した大規模な建築物などの景観をつくりま
- ⑥緑と水のあふれる市街地の景観をつくりま

場所に適した公共施設景観を創出・維持すまち



- ①道路の景観をつくり、良好に保ちま
- ②安心が感じられる歩行者空間の景観をつくりま
- ③地域と結びついた公園の景観をつくり、良好に保ちま
- ④モデルとなる公共建築物の景観をつくりま

富士山などに因む深い歴史を感じるまち



- ①富士山の信仰に関連する景観を守り、生かします
- ②富士の巻狩にまつわる景観を守り、生かします
- ③地域の歴史を感じる神社や樹木などのある景観を守り、生かします
- ④農業や地域の生活の歴史を表す水路や貯水池の景観を守り、生かします
- ⑤製紙業などの近代産業の歴史を感じる景観を守り、生かします
- ⑥地域の祭りの躍動する景観を守り、生かします

多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち



- ①市北部からの富士山の眺望を守り、生かします
- ②市南部からの富士山の眺望を守り、生かします
- ③富士山麓からの富士山の眺望を守り、生かします
- ④市街地からの富士山の眺望を守り、生かします

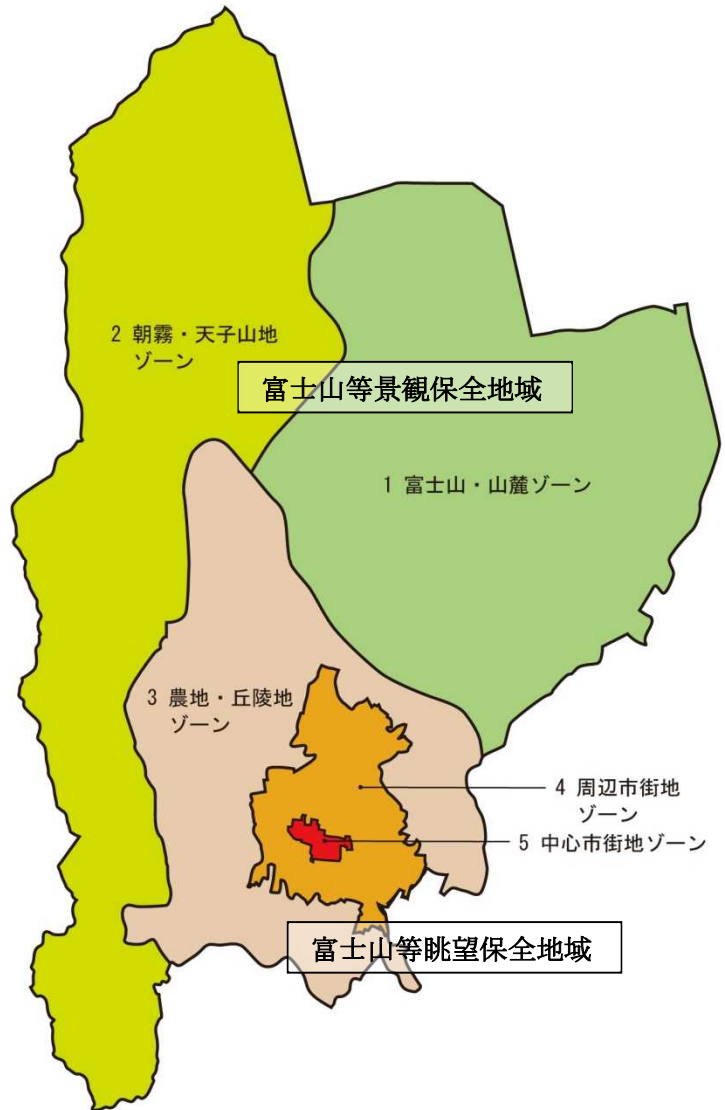
みんなで取り組む協働の景観づくり








- ①景観を知る、学ぶ機会を設けていきます
- ②景観や環境の美化、保全の意識を高めていきます
- ③景観に係る市民、事業者のまちづくり活動を支援します
- ④活動の励みとなる場を設けていきます
- ⑤公共施設整備への市民参画を推進します

景観計画区域とゾーン別の基本方針

- ①景観計画区域を市域全域に定め、市内における富士山や天子山地等の景観を保全するため、景観計画区域内に「富士山等景観保全地域」と「富士山等眺望保全地域」を定めます。
- ②また、広大な市域は幾つかの異なる景観的特性を持った地域によって構成されているため、富士宮市の景観特性に基づいて、5つの景観ゾーンを設定し、各ゾーンの景観形成基本方針に沿った取組みを進めます。



ゾーン別の基本方針

区域	凡例	ゾーン	各ゾーンの方針
富士山等 景観保全地域		富士山・山麓ゾーン	富士山麓の自然植生、自然林や人工林からなる雄大な景観、富士山信仰に関わる歴史的な景観を守っていきます。
		朝霧・天子山地ゾーン	緑豊かな富士山や天子山地を背景とした朝霧高原や田貫湖の広がりのある景観を守るとともに、市民や観光客が自然や食を楽しんでいる景観をつくっていきます。
富士山等 眺望保全地域		農地・丘陵地ゾーン	丘陵地や湧水池などの良好な景観や、人々と自然が共生する中で生み出されてきた田畑や集落などの景観を守り、育てていきます。
		周辺市街地ゾーン	住、工、商の調和のとれた景観と、水と緑豊かな市街地の景観をつくっていきます。
		中心市街地ゾーン	富士山本宮浅間大社をはじめとする歴史資源や湧水、神田川、水路といった水を生かした魅力あるまちなかに、多くの人が集い賑わう景観をつくっていきます。

良好な景観の形成のための行為の制限

(景観法第8条第2項第2号関連)

「良好な景観の形成に関する方針」に基づき、建築物、工作物の建築や開発行為などについて、届出対象行為と景観形成基準を定めます。

1 市域全域の行為の制限に関する事項

1-1 届出対象行為

建築物* ¹ の 新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの ・都市計画区域内で、延べ床面積 1,000 m ² を超えるもの ・住居系の用途地域又は市街化調整区域で、高さが 10m を超えるもの ・商業、工業系の用途地域で、高さが 15m を超えるもの ・太陽光発電設備の設置で、太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの
工作物* ² の 新設など	工作物（垣、柵、擁壁その他これらに類する物件及び太陽光発電設備を除く）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの ・高さが 10m を超えるもの ・橋りょうで長さが 50m を超えるもの 垣、柵、擁壁その他これらに類する物件で、高さが 3 m かつ長さが 30m を超えるもの 太陽光発電設備で、太陽電池モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、以下に掲げる要件に該当するもの ・富士山等景観保全地域における 1,000 m ² 以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における 3,000 m ² 以上の行為
都市計画法で開発行為から除外されている行為	1 ha 未満の野球場、遊園地、動物園などの運動・レジャー施設である工作物、墓園の建設に係るもの、又は、野球場、遊園地などの運動レジャー施設である工作物で、学校教育法による学校（大学を除く）の施設に該当するもの 都市公園法に規定する都市公園の施設に該当するもの及び自然公園法に規定する公園事業により建設される施設に該当するものの建設に係るもので、以下に掲げる要件に該当するもの ・富士山等景観保全地域における 1,000 m ² 以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における 3,000 m ² 以上の行為
その他	土石の採取、その他の土地形質の変更（農業の用に供している土地における地目を変更しない整備等は除く）で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は変更による法面若しくは擁壁の高さが 3 m かつ長さが 50m を超えるもの ・富士山等景観保全地域における 1,000 m ² 以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における 3,000 m ² 以上の行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、面積が以下に掲げる要件に該当するもの、又は高さが 3 m を超えるもの ・富士山等景観保全地域における 1,000 m ² 以上の行為 ・富士山等眺望保全地域における 3,000 m ² 以上の行為

建築物*¹ : 建築基準法第2条第1号に規定する建築物

工作物*² : 高架水槽、冷却塔／煙突、排気塔／電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）／記念塔、記念像／観光用昇降機、コースター、観覧車／高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋／垣、柵、擁壁／石油タンク、ガスタンク、サイロ／花壇／屋外に設置されたクレーン等の生産設備／太陽光発電設備、風力発電設備／自動販売機（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／屋外広告物（重点地区のうち浅間大社周辺地区に限る）／その他これらに類するもの

1-2 景観形成基準

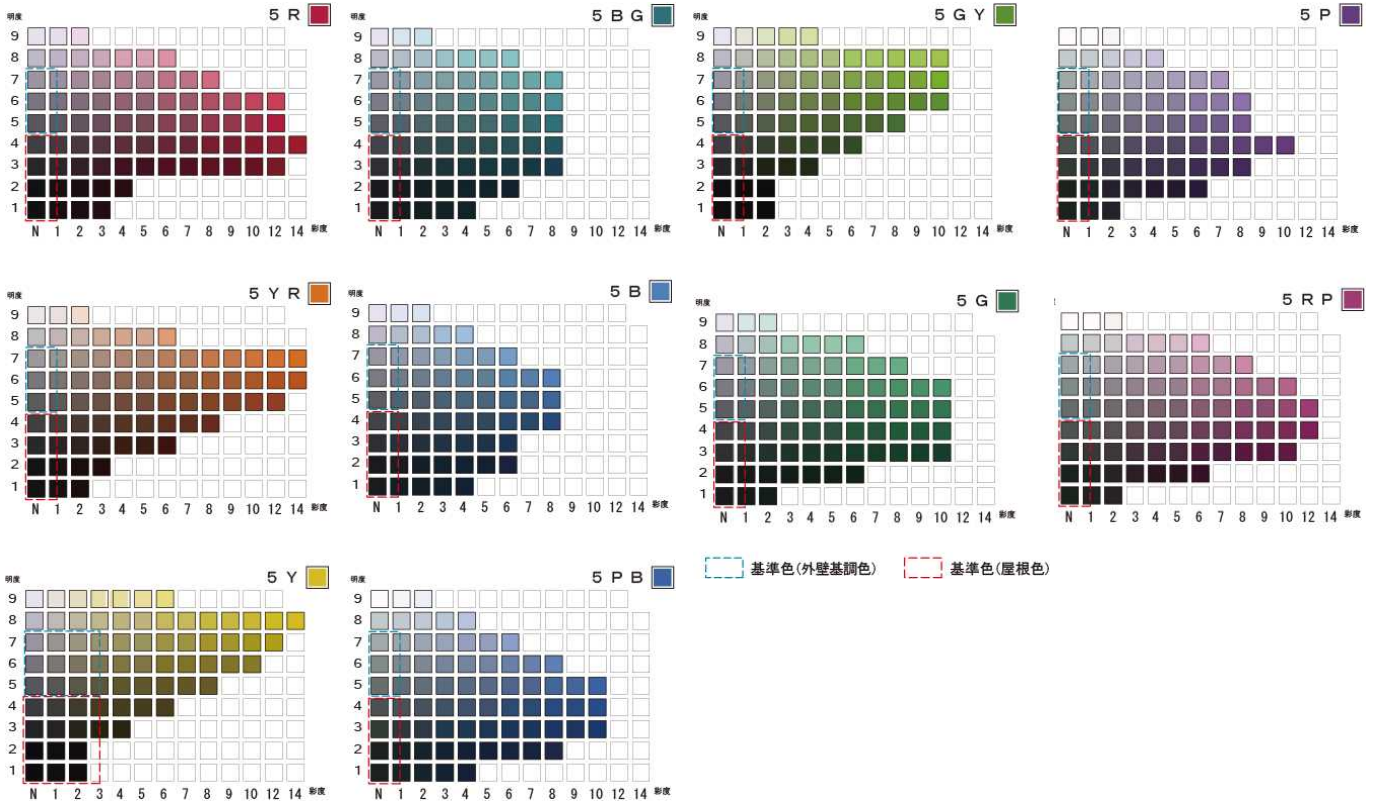
～建築物の新築など～

項目	景観形成基準
配置等	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上や主要な眺望点から目につく丘陵地での建築物の配置は避ける。 ・主要な眺望点からランドマークとなる富士山などへの見通し線を確保する。
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路に面する壁面の位置は、原則として道路から見て圧迫感を感じない距離を確保することとし、それが困難な場合は、中高木による植栽帯を設け、建築物の圧迫感、違和感を和らげる。
壁面の形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地形等と調和した変化のある建物配置や壁面に凹凸をつけるなど、陰影のある建築形態とする。 ・歩行者の目に留まりやすい建築物の低層部は、飽きのこない、永く愛されるデザインとする。 ・商業・業務施設、住宅などの建築物にあっては、窓、ベランダ、バルコニーの形態や仕上げ材を工夫することにより壁面を分節化する。 ・外壁の仕上げ材は、周辺景観になじみ、かつ耐久性や耐候性に優れた素材を使用する。また、反射の強い素材の使用を避ける。 ・自然に囲まれた場所においては、木材（富士ひのき等）や石材などの自然素材を積極的に活用する。
屋根の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、周辺の地形やまち並みなどの基調を確認し、これと調和する形状とする。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点や道路から見たとき、富士山や天子山系の稜線を遮らない建築高とする。 ・樹林地にあっては、後背地にある斜面緑地のスカイラインを遮ることなく、かつ斜面緑地ができるだけ多く見えるような建築高とする。 ・周辺のまち並みがつくるスカイラインに配慮した建築高とする。 ・市街化調整区域における高さは15m以下とする。ただし、景観上支障のない場合はこの限りではない。 ・重点地区「浅間大社周辺地区」の北側及び東側隣接地域については、重点地区内の視点場からの富士山眺望への影響に配慮し、2級市道北町宮町線、都市計画道路3・4・24阿幸地青見線、一般市道大宮48号線、一般市道大宮31号線、1級市道御殿町阿幸地線、1級市道富士宮駅中原線、一般市道大宮町2号線に囲まれた区域内における高さは25m以下とする。

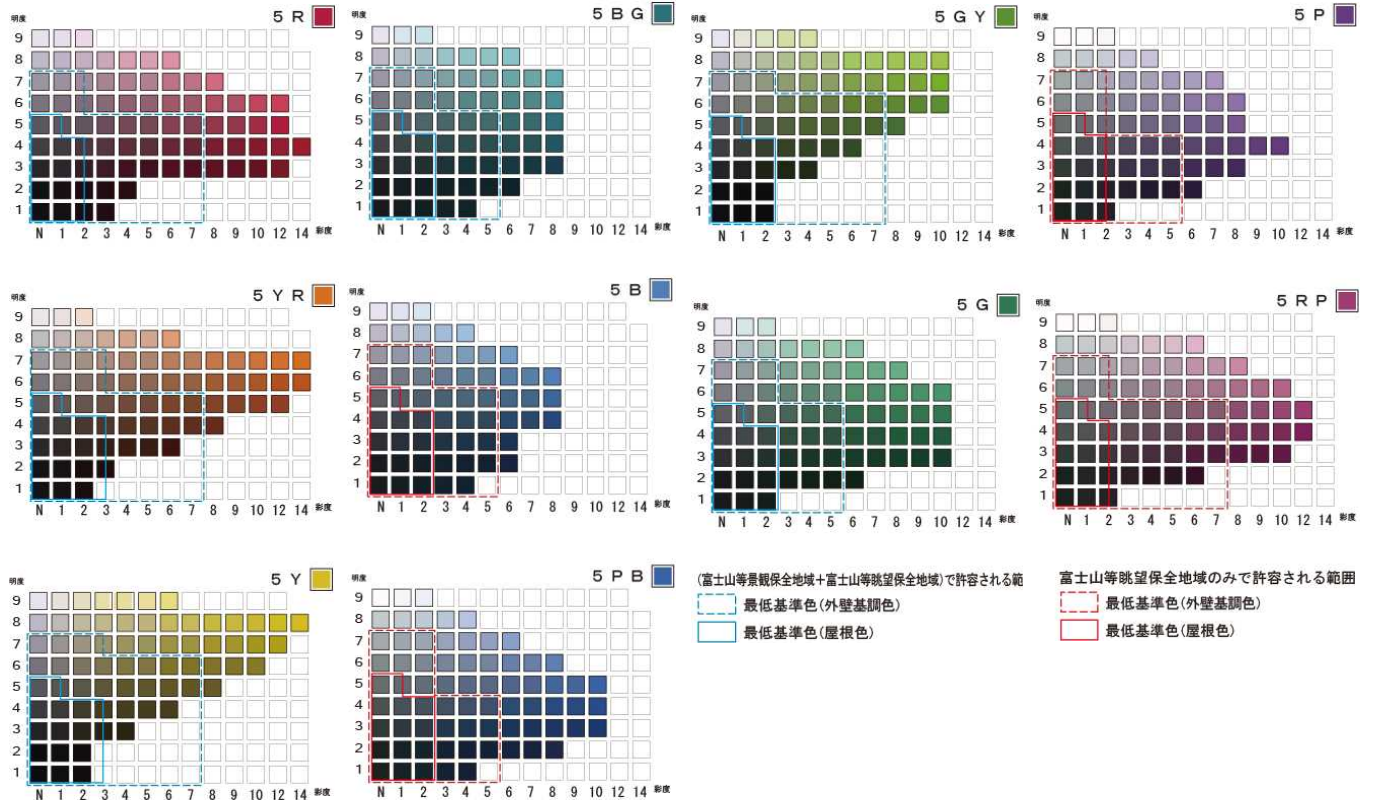
項目	景観形成基準																																								
壁面、 屋根の色彩 （色彩の基準を見るに当たっての基礎知識などを28ページに示す）	<ul style="list-style-type: none"> 富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、富士山麓などの景観にふさわしい穏やかな色彩（下表に示す範囲）を用いることとする。 あざやかさを抑えた落ち着いた色彩を基本とし、自然景観とよくなじみ、建材の標準色がもっとも多く設定されているY R（黄赤）、Y（黄）系の一部色相については、緩和された彩度基準の中で選択するものとする。 <p>基準色の範囲</p> <table border="1" data-bbox="387 421 1367 600"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁</td> <td>10Y R～5Y</td> <td>7.9～5</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7.9～5</td> <td>0.5以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根</td> <td>10Y R～5Y</td> <td>4.9以下</td> <td>2.5以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.9以下</td> <td>0.5以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ただし、上記の範囲内におさめることが困難と認める場合には、やや幅のある色彩の設定とした以下の範囲の色彩を用いることができるものとする。 <p>最低基準色の範囲（外壁）</p> <table border="1" data-bbox="387 719 1367 902"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士山等 景観保全地域</td> <td>R、Y R、Y、G Y、G、B G、</td> <td>L2、L3、M2</td> </tr> <tr> <td>無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>N2、N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L2、L3、M2、 N2、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <p>最低基準色の範囲（屋根）</p> <table border="1" data-bbox="387 949 1367 1133"> <thead> <tr> <th>対象区域</th> <th>色相</th> <th>トーン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士山等 景観保全地域</td> <td>R、Y R、Y、G Y、G、B G</td> <td>L3</td> </tr> <tr> <td>無彩色（彩度0.5以下の全て）</td> <td>N3、N4</td> </tr> <tr> <td>富士山等 眺望保全地域</td> <td>全て</td> <td>L3、N3、N4</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その他の屋根材又は外壁材と調和するものとする。 建築物外壁の強調色（アクセントカラー）は建物見付面積の10分の1以下とし、必要最小限の使用を基本とする。 ただし、屋外広告物の壁面広告及び屋上広告において、強調色を使用しているものは、外壁の強調色として積算するものとする。 	項目	色相	明度	彩度	外壁	10Y R～5Y	7.9～5	2.5以下	その他	7.9～5	0.5以下	屋根	10Y R～5Y	4.9以下	2.5以下	その他	4.9以下	0.5以下	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、Y R、Y、G Y、G、B G、	L2、L3、M2	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N2、N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4	対象区域	色相	トーン	富士山等 景観保全地域	R、Y R、Y、G Y、G、B G	L3	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N3、N4	富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4
項目	色相	明度	彩度																																						
外壁	10Y R～5Y	7.9～5	2.5以下																																						
	その他	7.9～5	0.5以下																																						
屋根	10Y R～5Y	4.9以下	2.5以下																																						
	その他	4.9以下	0.5以下																																						
対象区域	色相	トーン																																							
富士山等 景観保全地域	R、Y R、Y、G Y、G、B G、	L2、L3、M2																																							
	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N2、N3、N4																																							
富士山等 眺望保全地域	全て	L2、L3、M2、 N2、N3、N4																																							
対象区域	色相	トーン																																							
富士山等 景観保全地域	R、Y R、Y、G Y、G、B G	L3																																							
	無彩色（彩度0.5以下の全て）	N3、N4																																							
富士山等 眺望保全地域	全て	L3、N3、N4																																							
塔屋・設備類	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。 壁面の配管類、バルコニーの室外空調機器、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。 アンテナ類は共同化、集約化する。 太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 <div data-bbox="1141 1391 1412 1635"> <p>アンテナ、屋上施設等は共同化し スカイラインをすっきりさせます。</p> </div>																																								

項目	景観形成基準
垣、柵、門扉など	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として境界部デザインは、基壇に自然石（富士山の土石）を活用した石積みと植栽の組合せによるものとする。 ・敷地境界部に擁壁ができる場合は、緑化ブロックやツタ性植物により修景を図る。 ・垣の高さは、歩行者の視界が確保できる程度の高さとする。（参考：H=1.5～2.0m） ・フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景により周辺になじんだものとする。 ・門扉などは、周辺の景観と調和した形態、意匠とする。
敷地内緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。 ・敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和を得られる樹種とする。 ・屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。 ・エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、花壇やプランターボックスの植栽などによる演出を行う。 ・敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。
駐車場、駐輪場、サービスヤード	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、サービスヤードなどは、歩行者から直接見えない位置に配置する。 ・駐車場、サービスヤードなどがやむを得ず通りに面する場合は、植栽などにより歩行者から見えないよう修景を施す。 ・駐車場は緑の多用により周辺環境との調和を図る。 <div data-bbox="858 887 1453 1059" style="text-align: center;"> <p>建物の裏手に駐車場を設けることにより歩行者から直接見えないようにします。</p> <p>駐車場のレベルを歩道より下げて配置することにより、歩行者から目立たないように工夫します。</p> </div>
ごみ置き場、資材置き場など	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ置き場は、回収方法を考慮しながら、歩行者の見えない位置に配置するか、建物と一体的なデザインとして修景する。 ・資材置き場は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。
屋外照明	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者の安全性や快適性に配慮した夜間の照明計画を行う。 ・自然地内での夜間の暗がりを侵すような照明の設置は避ける。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は、原則として歩行者より見えない位置に配置することとし、それが困難な場合は歩行者等からの見え方に効果的な植栽による修景を行う。 ・建築物と一体となっている工作物は、建築物本体と同じデザイン、色調とする。 ・できるだけシンプルな形態とし、周辺景観になじむよう配慮する。 <div data-bbox="882 1458 1441 1626" style="text-align: center;"> <p>工作物を道路境界よりセットバックし植栽を設けることにより修景します。</p> </div>

基準色



最低基準色



～ 工作物の新設など ～

項目	景観形成基準
高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔など	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線を乱さないようにできるだけ尾根上での設置は避ける。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、周辺の景観がつくるスカイラインを遮らないようにする。 ・敷地境界から5m以上後退する。ただし、それが困難な場合は緑化等により周辺環境に配慮する。 ・形態は簡素化したデザインとする。 ・市街地にある工作物の基壇部には、できるだけ修景緑化を図る。
記念塔、記念像など	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・原則として敷地境界から10m以上後退する。ただし、周辺の景観との調和が図られている場合はこの限りではない。 ・主要な眺望場、主要な道路などから見た場合に、富士山、天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・周辺景観になじむ形態とする。 ・周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。
観光用昇降機、コースター、観覧車など	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・敷地境界から10m以上後退する。 ・敷地外周部には、敷地の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行う。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・太陽光発電設備の最上部は、できるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにする。 ・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退し、必要に応じ植栽などにより修景を施す。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。
風力発電設備など	<ul style="list-style-type: none"> ・尾根線上、丘陵地、高台での設置は避ける。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系への景観を阻害しないよう配置の工夫や植栽などにより修景を施す。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。
高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋など	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 ・周辺の景観を乱さないようにできるだけ簡素な形態とする。
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に当たっては、周辺の地勢、環境、自然植生、生態系などに配慮する。 ・歩行者及び周辺の景観へ影響のあるものは、敷地境界からできるだけ後退する。 ・主要な眺望点、主要な道路などから見た場合に、富士山や天子山系がつくる稜線を遮らないようにする。 ・周辺景観になじむ形態とする。 ・周辺景観との調和のため、修景緑化を図る。

項目	景観形成基準
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる自然景観や近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から著しく突出するような色彩を基調とすることを避ける。 ・富士山や朝霧高原、天子山系の山々の景観と融和する色彩を基調とする。 ・近隣の建築物との調和に配慮し、かつ富士山の眺望景観を阻害しない色彩を基調とする。 ・富士山をはじめとする豊かな自然景観を維持していくために、鉄塔、電波塔などについては、次に示す色彩を用いることとする。 富士山等景観保全地域：低光沢のもの N4.5以下 富士山等眺望保全地域：低光沢のもの N4.5～N6（周辺環境により判断する） ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは周辺の景観と調和する低明度かつ低彩度のものを使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射のものを使用するよう努める。 ・パワーコンディショナーなど附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するものを使用する。

～ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

及び運動・レジャー施設である工作物の建設に関わる開発行為 ～

項目	景観形成基準
造成	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地物にあわせた造成とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。 ・法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。 ・地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。 ・敷地内に舗装等を施す場合は、できる限り、浸透性のある素材を用いる。 ・地下水脈を分断しないよう十分注意する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地物にあわせた道路線形とし、切土、盛土の発生を最小限に抑える。 ・道路の線形は、富士山、天子山系のスカイラインに対してのシーケンス景観に配慮する。 ・法面はできるだけ緩い勾配（30度以下）とし、表面は緑化する。 ・地形上やむを得ず急傾斜の法面や擁壁ができる場合は、緑化等により周辺環境に配慮する。 ・街路樹は、自然植生や周辺の樹木に配慮した樹種とする。 ・街路灯はできるだけ簡素な形態とする。 ・防護柵等の設置については、周辺環境に配慮したデザイン、色彩とする。 ・電柱の設置はできるだけ避け、電線の地中化を行う。その際、配電盤、変圧器などは周辺の景観から目立たないように配慮する。 ・やむを得ず電柱を設ける場合は、富士山に対して反対側に設置するとともに、周辺環境に調和した色彩とする。
緑、植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地率は20%以上を確保する。ただし、それが困難な場合は、中高木を効果的に配置し、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。 ・植栽に当たっては、自然植生に配慮する。 ・既存の樹木の伐採は、小規模に留める。やむを得ない場合は、その周辺に移植する。 ・主な眺望点から見た場合に、富士山の標高400m以上の山腹での著しく確認できる大規模な自然樹林の伐採は避ける。 ・水源かん養保安林、環境保護林などの一団の樹林帯を分断する場合、適切な幅の林縁群落を設ける。 ・開発区域内に公園を設ける場合は、富士山を望むことができる眺望空間を確保する。
河川、調整池など	<ul style="list-style-type: none"> ・河川、水路や湧水池がある場合は、その水質を汚さないよう十分注意する。 ・河川、水路や湧水池がある場合、その護岸はできるだけ自然石などの自然素材を用い、必要に応じて親水性のある形態となるようにする。 ・調整池の周囲は緑化等により修景を行う。
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中仮囲いは、できるだけ周辺の景観を乱さないよう修景を図る。

～ その他 ～

項目	景観形成基準
土石の採取、 その他土地の形質 の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・採取後の状態が、採取前の自然に近づく工法を採用する。 ・採取する土地は、周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の周囲を緑化等により修景する。 ②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。
屋外における 土石などの堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、できる限り堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。 ・周囲から目立たないようにできる限り以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ①敷地の周囲を緑化等により修景する。 ②周囲から見えにくいように、隣接する環境と調和した垣、柵、フェンス等を設置する。

重点地区の方針

市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源を生かし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として重点地区を設定し、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準（行為の制限）等を定めます。

重点地区－1 中央・駅前地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山本宮浅間大社を核として発達してきた中心商業地の中にあり、「富士宮駅」と「富士山本宮浅間大社」を結ぶ観光客の経路として、また、今後中心商業地の発展の核として重要な位置にあります。

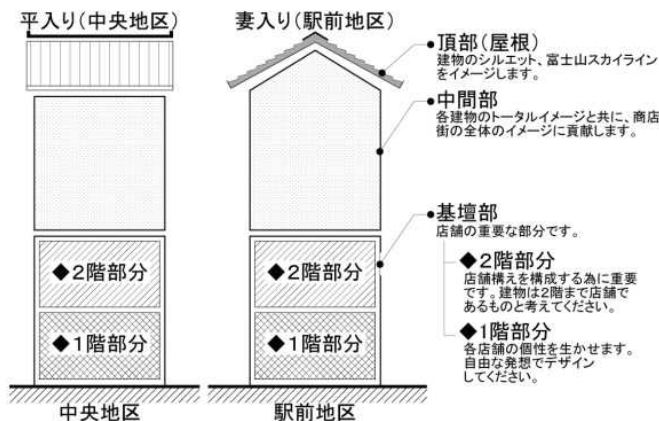
本市の中心商業地には、富士山を背景に、富士山本宮浅間大社、湧玉池などの豊かな水、市街地を網の目状に通る水路、富士山の裾野扇状地の上に門前町として発達してきた商店街など富士宮固有の自然景観、歴史景観が多く残されています。

しかしながら、社会の発展に伴い、市民の生活は自動車中心の生活となっており、また一般国道139号沿道などへの相次ぐ郊外型の大型店の出店により、中心市街地の求心力は、低下の一途にあります。一方、都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び3・5・44富士宮駅中原線の拡幅整備事業が実施されたことにより、住民のまちづくり機運は高まっています。

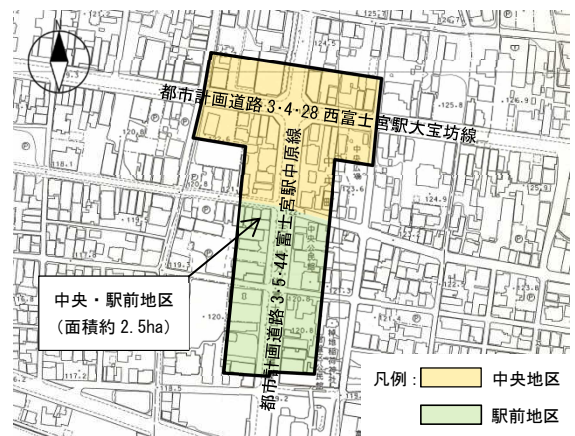
以上、本地区を取りまく状況の中で、中央地区については、本市の中心となる交差点を含んだエリアとして「富士門前」の通りづくり、駅前地区については、富士宮駅から門前通りのスタート部分として「富士山と水と緑」のまちづくりを目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・富士山本宮浅間大社の門前通りを構成する地区として落ち着いたまち並みを実現します。
- ・色彩によるまち並みの統一感を持たせます。
- ・まち並みとしてのスカイラインをつくります。
- ・歩行者に対して圧迫感のないデザインとし、まち並みとしての美観を保ちます。
- ・広告物については、最小限の位置に効果的に配置します。
- ・建物を頂部、中間部、基壇部（1階部分、2階部分）の4つに構成し、個性的なデザインと門前通りとして周辺と調和させる部分とに分けます。



中央・駅前地域の区域



③公共施設景観の形成の方針

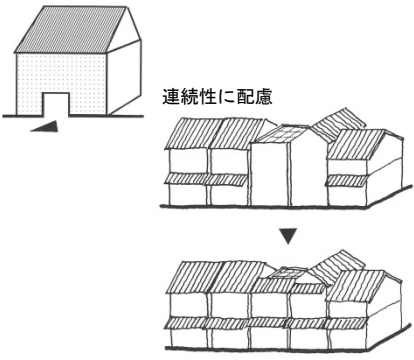
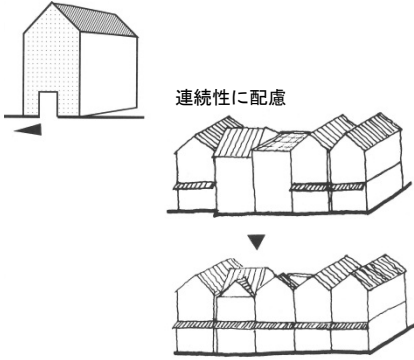
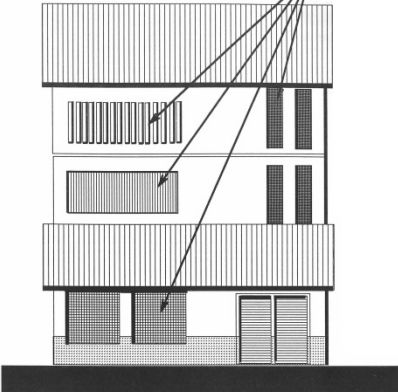

- ・富士宮駅から富士山本宮浅間大社へ向かう参道空間をイメージした歩行者空間を形成します。
- ・快適で安全で人にやさしい歩行者空間を創出します。
- ・水や緑などの自然資源を積極的に活用します。
- ・壁面後退用地（都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線の一部）は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに配慮します。
- ・歩行者が快適に歩けるような美しい夜間景観を創出します。

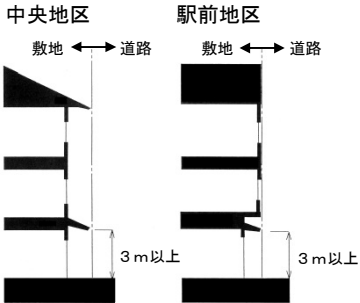
中央・駅前地区の行為の制限に関する事項

①届出対象行為

- ・対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

②景観形成基準

項目	景観形成基準
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、道路に対して原則として平入りとする。 ・都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物は、道路に対して原則として妻入りとする。 ・やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続性に配慮した傾斜のある屋根とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>平入り</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>妻入り</p>  </div> </div>
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線及び都市計画道路3・5・44富士宮駅中原線に面する建築物の壁面は、和風のデザインを基本とする。やむを得ずその他のデザインとする場合は、まち並みの連続性に配慮する。 ・開口部は、格子、蔀戸などをデザインに入れることとする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>格子・蔀戸を 基調にデザイン</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>格子・蔀戸を 基調にデザイン</p>  </div> </div>

項目	景観形成基準																														
<p>底</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の1階部分には、傾斜のある庇を設けるものとし、軒下の高さは3m以上とする。 																														
<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、底など通りから見える建築物の色は、低彩度の自然素材色とする。 アクセントなどに高彩度の色を使用する場合は、道路側の壁面の面積の1割以下とする。 <table border="1" data-bbox="459 629 1358 1630"> <thead> <tr> <th>●屋根ベースカラー 低彩度、低明度</th> <th>●外壁ベースカラー 低彩度、高明度</th> <th>●アクセントカラー 高彩度、高明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N-912 茄子紺(なすこん) 6版 2. 5P2/5</td> <td>N-903 薄藤(うすふじ) 6版 5P8/3.5</td> <td>N-920 牡若色(みきつばないろ) 6版 10P4/11</td> </tr> <tr> <td>N-898 鉄紺(てつこん) 6版 10B2/3.5</td> <td>N-869 藍白(あいじろ) 6版 2. 5BG8.5/1</td> <td>N-891 琉璃色(るりいろ)ラピスラズリー 6版 5PB3/10</td> </tr> <tr> <td>N-854 海松藍(みるあい) 6版 5BG2/3.5</td> <td>N-856 鯖青藍(さびせいじ) 6版 2. 5G7/2</td> <td>N-847 常盤緑(ときわみどり) 6版 10GY4.5/8</td> </tr> <tr> <td>N-868 炭色(てついろ) 6版 10BG2/3.5</td> <td>N-953 利休鼠(りきゅうねず) 6版 7. 5G5/1</td> <td>N-726 茜色(あかねいろ) 6版 5R4/11</td> </tr> <tr> <td>N-778 密法色(けんぽういろ) 6版 2. 5YR2/1</td> <td>N-948 桜鼠(さくらねず) 6版 10RP6.5/1</td> <td>N-722 唐紅花(からくれない) 6版 7. 5R5/13</td> </tr> <tr> <td>N-959 皂色(くろいろ) 6版 5R2/1</td> <td>N-984 桑染(くわぞめ) 6版 2. 5Y6.5/3</td> <td>N-808 菜の花色(なのはないろ) 6版 5Y7/12</td> </tr> <tr> <td>N-958 消炭色(けしずみいろ) 6版 5PB2.5/0.5</td> <td>N-947 銀鼠(ぎんねず) 6版 N8.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>N-960 黒色(くろいろ) 6版 2. 5PB2.5/0.5</td> <td>N-946 灰白(はいじろ) 6版 4Y8.5/0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イメージ： にぶい、暗い</td> <td>イメージ： おだやか、あさい</td> <td>イメージ： 冴えた、強い</td> </tr> </tbody> </table>	●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度	N-912 茄子紺(なすこん) 6版 2. 5P2/5	N-903 薄藤(うすふじ) 6版 5P8/3.5	N-920 牡若色(みきつばないろ) 6版 10P4/11	N-898 鉄紺(てつこん) 6版 10B2/3.5	N-869 藍白(あいじろ) 6版 2. 5BG8.5/1	N-891 琉璃色(るりいろ)ラピスラズリー 6版 5PB3/10	N-854 海松藍(みるあい) 6版 5BG2/3.5	N-856 鯖青藍(さびせいじ) 6版 2. 5G7/2	N-847 常盤緑(ときわみどり) 6版 10GY4.5/8	N-868 炭色(てついろ) 6版 10BG2/3.5	N-953 利休鼠(りきゅうねず) 6版 7. 5G5/1	N-726 茜色(あかねいろ) 6版 5R4/11	N-778 密法色(けんぽういろ) 6版 2. 5YR2/1	N-948 桜鼠(さくらねず) 6版 10RP6.5/1	N-722 唐紅花(からくれない) 6版 7. 5R5/13	N-959 皂色(くろいろ) 6版 5R2/1	N-984 桑染(くわぞめ) 6版 2. 5Y6.5/3	N-808 菜の花色(なのはないろ) 6版 5Y7/12	N-958 消炭色(けしずみいろ) 6版 5PB2.5/0.5	N-947 銀鼠(ぎんねず) 6版 N8.5		N-960 黒色(くろいろ) 6版 2. 5PB2.5/0.5	N-946 灰白(はいじろ) 6版 4Y8.5/0.5		イメージ： にぶい、暗い	イメージ： おだやか、あさい	イメージ： 冴えた、強い
●屋根ベースカラー 低彩度、低明度	●外壁ベースカラー 低彩度、高明度	●アクセントカラー 高彩度、高明度																													
N-912 茄子紺(なすこん) 6版 2. 5P2/5	N-903 薄藤(うすふじ) 6版 5P8/3.5	N-920 牡若色(みきつばないろ) 6版 10P4/11																													
N-898 鉄紺(てつこん) 6版 10B2/3.5	N-869 藍白(あいじろ) 6版 2. 5BG8.5/1	N-891 琉璃色(るりいろ)ラピスラズリー 6版 5PB3/10																													
N-854 海松藍(みるあい) 6版 5BG2/3.5	N-856 鯖青藍(さびせいじ) 6版 2. 5G7/2	N-847 常盤緑(ときわみどり) 6版 10GY4.5/8																													
N-868 炭色(てついろ) 6版 10BG2/3.5	N-953 利休鼠(りきゅうねず) 6版 7. 5G5/1	N-726 茜色(あかねいろ) 6版 5R4/11																													
N-778 密法色(けんぽういろ) 6版 2. 5YR2/1	N-948 桜鼠(さくらねず) 6版 10RP6.5/1	N-722 唐紅花(からくれない) 6版 7. 5R5/13																													
N-959 皂色(くろいろ) 6版 5R2/1	N-984 桑染(くわぞめ) 6版 2. 5Y6.5/3	N-808 菜の花色(なのはないろ) 6版 5Y7/12																													
N-958 消炭色(けしずみいろ) 6版 5PB2.5/0.5	N-947 銀鼠(ぎんねず) 6版 N8.5																														
N-960 黒色(くろいろ) 6版 2. 5PB2.5/0.5	N-946 灰白(はいじろ) 6版 4Y8.5/0.5																														
イメージ： にぶい、暗い	イメージ： おだやか、あさい	イメージ： 冴えた、強い																													
<p>建築付帯設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋上に設置される塔屋、設備機器などは、通り側から見えないように工夫する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、建築物と調和するデザインを行うカルーバーなどで囲うなどの目隠しなどを行う。 太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。 風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。 休業時や夜間にウィンドーショッピング等ができるよう照明、シャッターを工夫する。 																														

参 考

推薦するデザイン

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦するデザインを考慮してください。

項目		中央地区	駅前地区	
敷地	植栽	低木、プランター	空地がある場合は積極的に配置	
	外構	駐車場舗装	歩道との調和	
		壁面後退部分舗装	歩道との調和	
		水等演出部分	通りから見えるように積極的に配置	
	設備	太陽光発電設備	通りから見えない位置に設置し、色彩は周囲の景観と調和するものを使用する。	
風力発電設備				
建築物	屋根	材質	和風瓦等の瓦材を使用する	和風をイメージするもの
		色	低彩度中間色	
		形状	平入り	妻入り
		スカイライン	連続性に配慮	
	外壁	壁面形状	和風のデザインとし、開口部は格子、薔戸などを基調にデザインする	
		壁面位置	周辺との調和	
		材質	周辺との調和	
		色	低彩度中間色	
		窓	格子、薔戸などを取り入れる	
		庇	1階部分に傾斜状の庇を設ける、軒の高さを3m以上とする	庇を設ける場合は、1階部分に傾斜を付け、軒下の高さ3m以上とする
	ショーウィンドー	積極的に設ける		
付属設備等	機械、EV室	通りから見えない位置に設置		
	設備機器上部	通りから見えない位置に設置		
	設備地上型	壁面のデザインと調和する覆い方を工夫する		
	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根に設置する太陽電池モジュールの色彩は、濃い灰色、黒色又は濃紺色とし、フレームの色彩は黒色を使用する。 ・屋根材一体型又は形状が屋根材と調和した太陽電池モジュールを屋根の形に合わせて設置する。 		
	風力発電設備	通りから見えない位置に設置し、色彩は建築物と調和するものを使用する。		
看板	位置	3ヶ所のみ		
	規模	まち並みに配慮		
	形状	まち並みに配慮		
	種類	原則として自己看板		
	材質	金属・木製を主とする		
その他	照明	看板、ショーウィンドーなどに間接照明		
	門扉	通りの連続性に配慮		
	日除け	のれんなど		
	シャッター	シースルーシャッター		
	角地	水と緑の活用を図る		
	ポケットパーク	水と緑の活用を図る		
	自動販売機	ダークブラウンやグレーベージュなどまち並みとの調和に配慮する		

重点地区－２ 神田地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山本宮浅間大社を核として発達してきた本市の中心商業地の中にあり、「富士宮駅」と「富士山本宮浅間大社」を結ぶ観光客の経路として、また、今後の中心商業地の発展の核として重要な位置にあります。

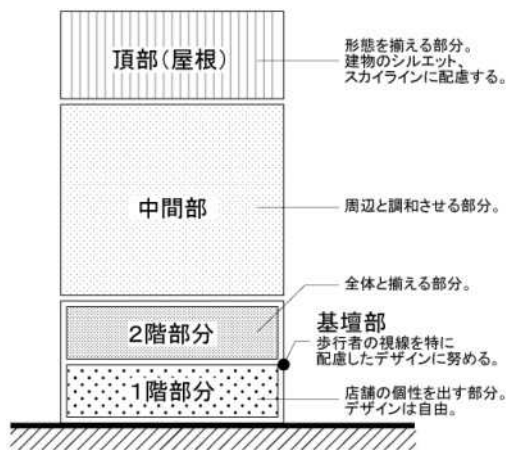
本市の中心市街地には、富士山を背景に、富士山本宮浅間大社、湧玉池などの豊かな水、市街地を網の目状に通る水路、富士山の裾野扇状地の上に門前町として発展してきた商店街など富士宮固有の自然景観、歴史景観が多く残されています。

しかしながら、社会の発展に伴い、市民の生活は自動車中心の生活となっており、また、一般国道139号沿道などへの相次ぐ郊外型の大型店舗の出店により、中心市街地の求心力は低下の一途にあります。一方、都市計画道路3・4・28西富士宮駅大室坊線の拡幅整備事業が実施されたことにより、住民のまちづくりに対する機運は高まっています。

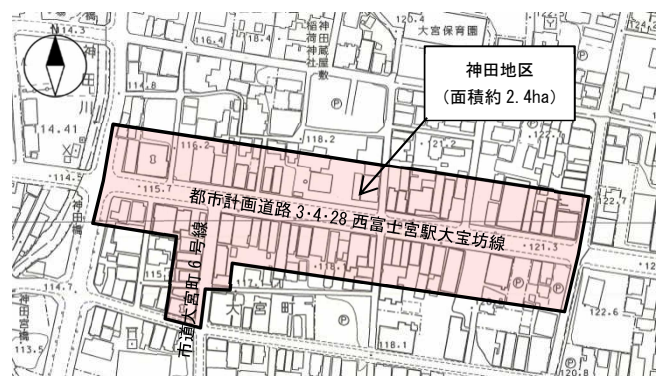
以上の本地区を取り巻く状況から、本地区が目指す景観は、これまでに育まれてきた景観を継承しつつ、新たな社会情勢に対応した富士山本宮浅間大社の近代的門前町として優れた賑わいのある景観を、地元住民、商店街の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・近代的門前町として、落ち着いたまち並みを実現します。
- ・商業地としての活力を維持するために、建物のファサードは全体と揃える部分、周辺と調和させる部分、個性的なデザイン（自由なデザイン）とする部分に分けた4つの構成とします。



神田地区の区域



- ・色彩によりまち並みの統一感を持たせます。
- ・まち並みとしてのスカイラインをつくります。
- ・歩行者に対して圧迫感の無いデザインとし、まち並みとしての美観を保ちます。
- ・広告物等については、最小限の位置に効果的に配置します。

③公共施設景観の形成の方針

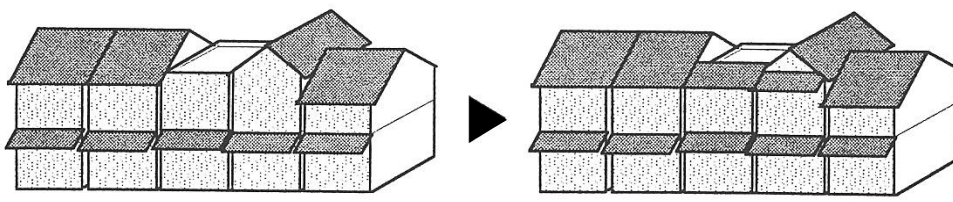
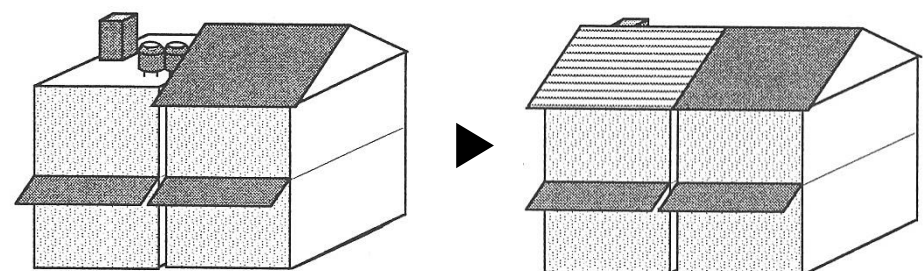
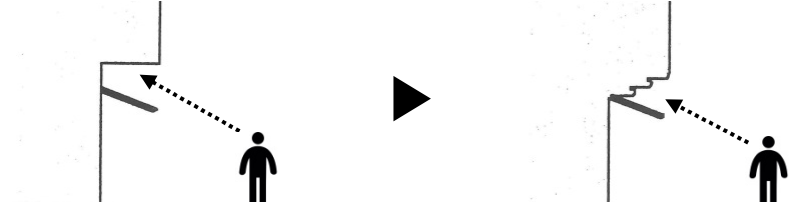
- ・富士宮駅から富士山本宮浅間大社へ向かう参道空間をイメージした歩行者空間を形成します。
- ・快適で安全で人にやさしい歩行者空間を創出します。
- ・水や緑などの自然資源を積極的に活用します。
- ・壁面後退用地は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに配慮します。
- ・歩行者が快適に歩けるような美しい夜間景観を創出します。

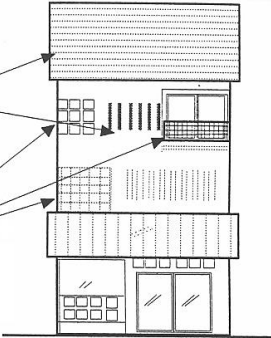
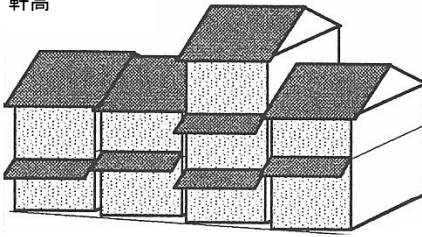
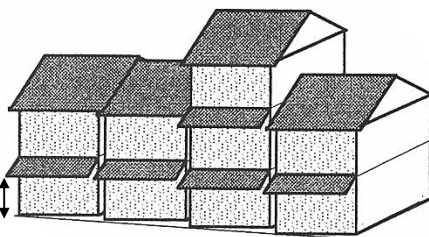


神田地区の行為の制限に関する事項

①届出対象行為

- 対象地区内における建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

②景観形成基準

項目	景観形成基準
屋根	<p>・都市計画道路 3・4・28 西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町 6 号線に面する建築物は道路に対して原則として平入りとする。やむを得ず平入り屋根の形態をとらない場合は、道路に面する屋根部分はまち並みとしての連続感を損なわないものとする。</p>  <p>●平入りの屋根に、妻入りの屋根、陸屋根が混じるとまち並みのリズムがくずれる。</p> <p>●屋根は、道路に対して平入りとする。やむを得ずその他の形態をとる場合は、まち並みの連続感を損なわないように工夫する。</p> <p>・屋上に設置される塔屋、設備機器などが通りから見えないよう工夫する。</p>  <p>●通りから見える塔屋・設備機器が景観阻害を引き起こしている。</p> <p>●デザイン屋根等により塔屋・設備機器が見えないように工夫する。</p> <p>・太陽光発電設備は、できるだけ通りから見えない位置に設置する。</p> <p>・風力発電設備は、原則として屋上等に設置しないものとする。</p>
壁面	<p>・都市計画道路 3・4・28 西富士宮駅大宝坊線に面する建築物は、2階以上の部分（高さ 3 m 以上の部分）で壁面後退線を超えて壁面を張り出す場合、軒下の部分は門前町のイメージに調和するデザインとする。</p>  <p>●2階以上の壁面が張り出すことにより、歩道景観に圧迫感を与える。</p> <p>●2階軒下に、伝統的建築様式をモチーフとしたデザインを施すことにより、圧迫感を軽減する。</p>

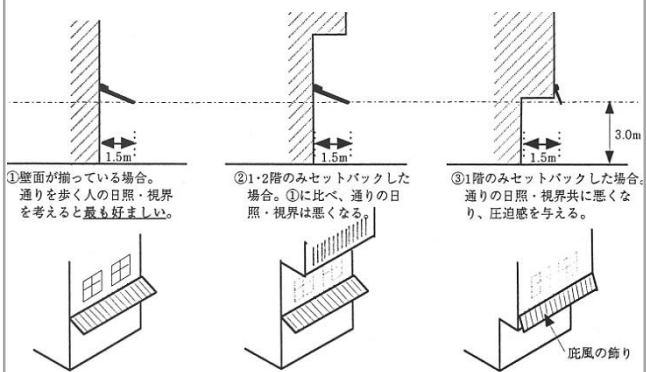
項目	景観形成基準
壁面	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・4・28 西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町 6 号線に面する建築物の壁面のデザインは、障子、藪戸をモチーフとしたデザインを多用する。 都市計画道路 3・4・28 西富士宮駅大宝坊線及び市道大宮町 6 号線に面する建築物についてバルコニーを道路に面して設ける場合、門前町のイメージに調和するデザインとする。 <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>壁面のデザイン</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>色彩 建物の主要な部分は低彩度の自然素材色を基調とする</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>壁・窓 障子・藪戸をモチーフとしたデザイン</p> </div> </div> <div style="flex: 1;">  </div> </div>
庇	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路 3・4・28 西富士宮駅大宝坊線に面する建築物の 1 階部分には門前町のイメージに調和する庇を設けるものとし、軒先の高さは 3 m とする。 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>軒高</p>  <p>●軒高が不揃いで煩雑な印象を与える。</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>▶</p> <p>軒高を 3m に揃える</p>  <p>●高さの統一された軒の連続がリズム感を生む。</p> </div> </div>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 屋根、壁面、庇等の建築物の主要な部分については、低彩度の自然素材色を基調とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>《基調色》</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>《アクセント色》</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>10YR7.5/3 2.5Y6.5/3 2.5Y6.5/3 10YR6/3.5 10YR4/3.5 7.5YR4.5/3 7.5YR4/3 10YR3/2 5B3.5/2 2.5PB4.5/1.5 10B4.5/2 2.5PB4.5/1 2.5PB7/0.5 N8.5 2.5YR2/9 10Y5/2 2.5GY4.5/2 5GY5/2 5GY5.5/2 5G5.5/4</p> <p>5G7/8 7.5G5/8 5G6/10 7.5R4.5/14 7.5R5/14 7.5R5/14</p> </div>

地区のまち並み景観をよりグレードの高いものとするため、前述の景観形成基準と合わせて、この推薦するデザインを考慮ください。

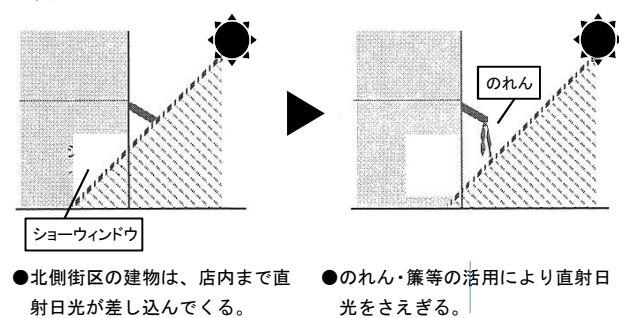
項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの統一感に配慮する。 ・スカイラインの構成、遠景の演出に配慮する。 ・通りに対して軒を積極的に出す。その際に上げ裏を門前町のイメージにふさわしいデザインとする。 ・自然素材色をイメージする色。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平入りの勾配屋根 		<ul style="list-style-type: none"> ・黒、グレー、茶、緑青色
	3階以上の壁と窓	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のファサードデザインの構成を考慮する。 ・歩行者への圧迫感を感じさせないよう、できるだけ壁面の張り出しは避ける。 ・間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塗壁風 ・タイル、石貼り 	<ul style="list-style-type: none"> ・和紙入りガラス ・障子 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塗壁をイメージするベージュ
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のファサードデザインの構成を考慮する。 ・門前町をイメージしたデザインに配慮する。 ・歩行者に圧迫感を与えない。 ・通りに対して生活臭を見せない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・張出型のバルコニーはできるだけ設けない。設ける場合はスクリーンで生活感をカムフラージュする。(洗濯物、空調室外機などが見えないようにする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーン、腰パネルなどは、障子風の物や和風の連子、格子でつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースカラー ・ただし、壁面との配色の関係を考慮する。
	2階の壁	<ul style="list-style-type: none"> ・門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 ・間口の広い建物は、単調さを隠すために分節化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塗壁風 ・タイル、石貼り 	<ul style="list-style-type: none"> ・和紙入りガラス ・障子 	<ul style="list-style-type: none"> ・土塗壁をイメージするベージュ
	2階の窓	<ul style="list-style-type: none"> ・門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障子、薔戸をモチーフとしたデザイン ・和風連子あるいは格子付き 	<ul style="list-style-type: none"> ・和紙入りガラス ・障子 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースカラー
	庇	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性に配慮する。 ・主要な交差点に面する建物は、道路に面する2面に庇を設ける。 ・上げ裏は門前町をイメージしたデザインを積極的に演出する。 ・雨除け、日除けの機能を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・間口前面に設け、庇を生かす形とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然素材又はそのイメージのもの ・障子風の透光素材 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒、グレー、茶、緑青色、障子をイメージする場合の白 ・軒裏は明るい色(白かベージュ)
	ショーウィンドー等	<ul style="list-style-type: none"> ・ウィンドーショッピングができるように、積極的に演出する。 			
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、休業時にウィンドーショッピングが出来るように演出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリルシャッターやシースルーシャッター等の透視性のあるもの 		
	日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みに配慮して、日除けの機能を確保する。 ・広告を兼ねたのれん等を積極的に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーム式の日除けテント ・のれん、簾 		<ul style="list-style-type: none"> ・庇の色と同色、あるいは調和する色
	設備機器類	<ul style="list-style-type: none"> ・通りから見えない位置に設置、配管するか、目立たないようなデザインの処理をする。 			

項目	考え方	形態	素材	色	
建築物・工作物等	太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋根材一体型又は形状が屋根材と調和したパネルを屋根の形に合わせて設置する。 土地に自立して設置するもの等、屋根以外に設置するものは、できるだけ通りから見えない位置に設置する。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物や周囲の景観と調和する色
	風力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置する。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物や周囲の景観と調和する色
	広告物・看板等	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の位置に効果的に配置する。 賑わいを演出するようなユニークなデザインに努める。 浅間大社で使われているカラーリングを積極的に用いる。ただし、面的に広い部分への配色は避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 店の業態が一目でわかるデザイン、手作り感のあるデザイン 		<ul style="list-style-type: none"> ベースカラー及びアクセントカラー
	照明	<ul style="list-style-type: none"> 夜間にウィンドーショッピングができるように配慮する。 魅力的な夜間景観を演出する。 			
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 通り沿いに駐車場を設けない。やむを得ず設ける場合は、歩行者から車が見えないように、塀や垣根などで修景をする。 			
	舗装材	<ul style="list-style-type: none"> 浅間大社に続く参道をイメージする。 		<ul style="list-style-type: none"> 自然石大版 	<ul style="list-style-type: none"> 無彩色
	水路、緑	<ul style="list-style-type: none"> 潤いのある商店街として、積極的に演出する。 			
その他	修景の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する壁面及びそれに接する壁面の道路側から1m以上の範囲は修景をする。 			
	隣との関係	<ul style="list-style-type: none"> まち並みの連続性を損なわないように、適切な建物の配置、あるいは塀、門扉などによる修景を施す。 建物のデザインは、隣接する建物と調和するように配慮する。 			
	店先	<ul style="list-style-type: none"> ベンチなどの歩行者がくつろげるストリートファニチャーは、歩行者の通行を妨げない範囲で積極的に配置する。 自動販売機などを設置する場合は、ダークブラウンやグレーベージュとするなど周囲の景観に配慮した修景を施す。 通りから直接見える部分に、空箱、空ケース、ごみなどを放置しない。 			

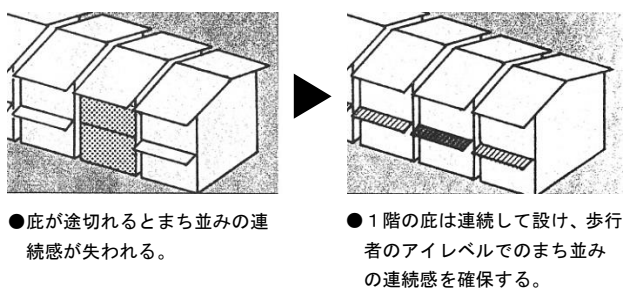
3階以上の壁面の位置と庇



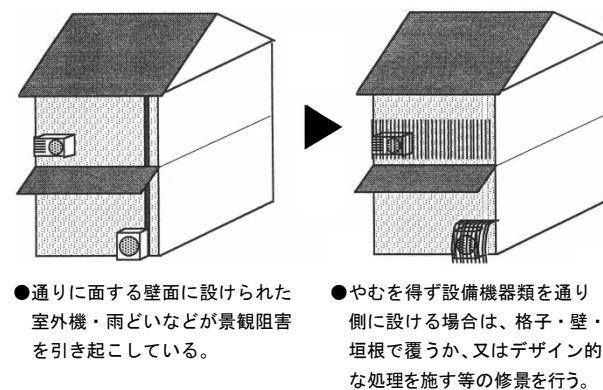
日除け



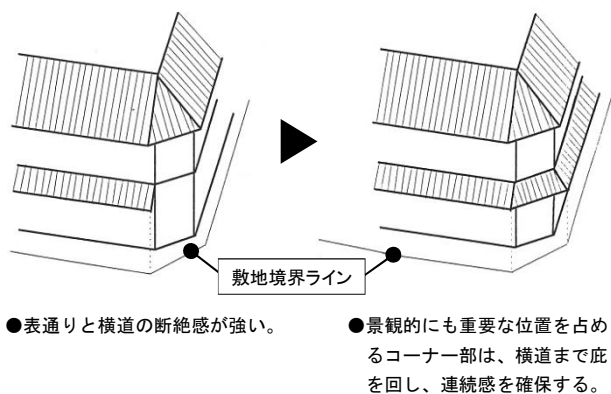
庇



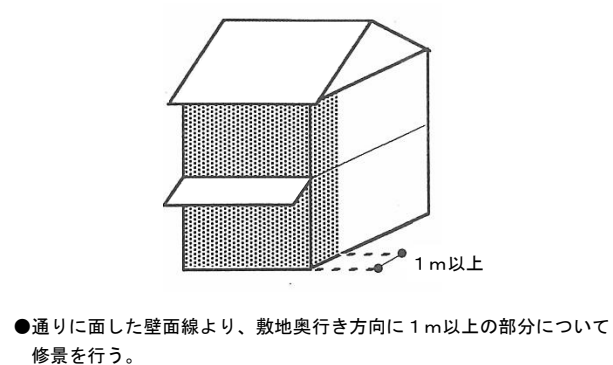
設備機器類（壁面）の修景



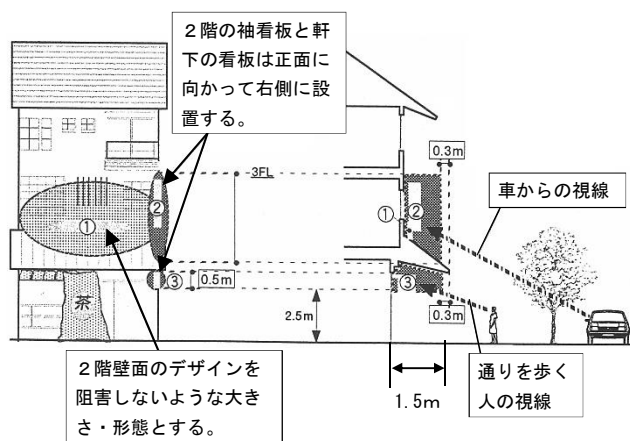
コーナー部の庇



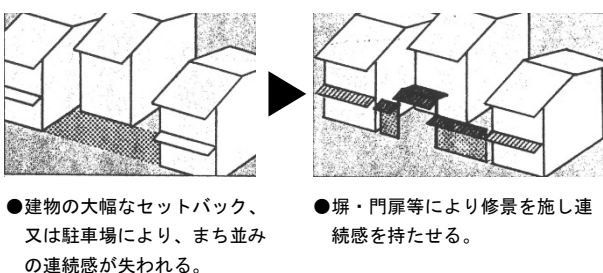
修景の範囲



広告物等



建物の大幅なセットバック又は駐車場による歯抜け地の修景



重点地区－3 浅間大社周辺地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山を御神体として祀る富士山本宮浅間大社を核として、湧玉池を水源とする神田川が南へ流れ、中心市街地にありながら富士山を望むことができ、歴史文化や水と緑の豊かさを感じる地域固有の景観を形成しています。浅間大社南側には、既存の商店街が位置し、また、神田川の右岸沿いには「富士山世界遺産センター（仮称）」が立地するなど、多くの観光客や市民が集まる場所です。

以上、本地区を取り巻く状況から、湧水や水路などの既存資源を生かしつつ、市街地の景観を更に高めていくため、浅間大社の神聖な雰囲気と調和し、富士山への良好な眺望を確保したまち並み景観形成を目標とします。

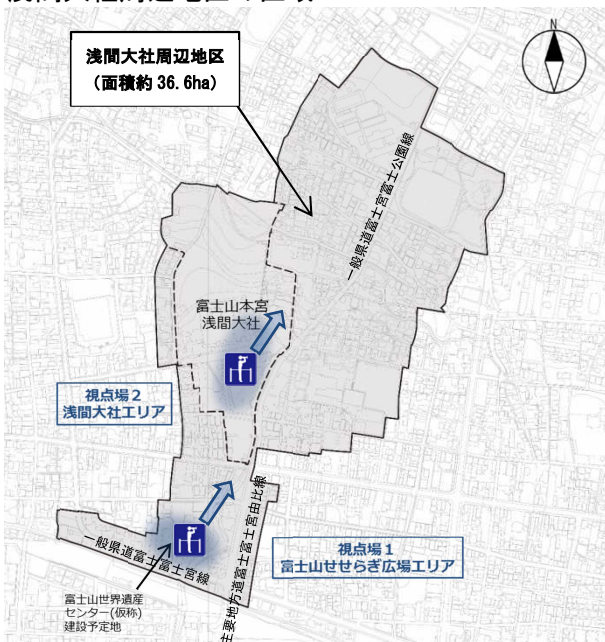
②まち並み景観の形成の方針

- ・視点場からの富士山眺望に対し、建築物、工作物の高さや形態意匠が富士山への眺望を阻害しないように誘導します。
- ・世界遺産の構成資産である富士山本宮浅間大社の周囲や玄関口となる幹線道路沿道においては、建築物の高さを一定程度抑制し、良好な市街地環境の創出を誘導します。
- ・建築物、工作物の色彩は、当該地区が有する浅間大社の歴史的情緒や文化的風土と調和し、趣と落ち着きのあるまち並みとなるように誘導します。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士山本宮浅間大社や神田川は、中心市街地内のアメニティ要素として、有効に活用し、魅力ある空間づくりを進めます。
- ・神田川を軸として、富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社へ向う経路は、門前町としての趣を生かしたにぎわいのある参道軸を創出するとともに、快適で安全な人にやさしい歩行者空間の形成と富士山の眺望確保を図ります。
- ・富士山本宮浅間大社や背後の杜、湧玉池、神田川などの自然環境を守るとともにまちなかの湧水や小水路などを生かしたやすらぎの景観づくりを進めます。
- ・公共施設の整備、改良に当たっては、富士山本宮浅間大社を中心とした歴史的景観や富士山への眺望に配慮します。
- ・公共案内サイン等は、必要に応じて効果的に配置し、周辺環境に配慮した統一感のある色彩、デザインとします。
- ・地区内の主要視点場からの富士山の眺望を阻害する電線・電柱類のほか、富士山本宮浅間大社や富士山世界遺産センター（仮称）の周辺幹線道路沿道における電線・電柱類の整除を目指します。
- ・「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」に沿った整備を目指します。

浅間大社周辺地区の区域



〈区域設定の根拠・概要〉

富士山の眺望を確保する上で、富士山せせらぎ広場から浅間大社への動線上における主要なエリアを視点場に設定し、高さのある建築物等の立地によって、富士山への眺望が阻害されないようにするとともに、浅間大社周囲における良好な市街地環境を誘導する範囲を設定。基本的には標高1,500m以上の範囲（構成資産としての山体）への見通しを確保するための建築物等の高さ抑制や、浅間大社周囲及び玄関口となる幹線道路沿道における良好な景観誘導を必要とする範囲。



視点場1 富士山せせらぎ広場エリア
(一の鳥居、
富士山世界遺産センター(仮称)付近)



視点場2 浅間大社エリア
(一の鳥居、第二駐車場付近)

浅間大社周辺地区の行為の制限に関する事項

①届出対象行為

建築物の新築など	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
工作物の新築など	<p>工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、以下に掲げる要件に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none">・高架水槽、冷却塔、煙突、排気塔、電波塔（自家用のテレビアンテナ等を除く）、記念塔、記念像、観光用昇降機、コースター、観覧車、石油タンク、ガスタンク、サイロ、屋外に設置されたクレーン等の生産設備、太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類する物件。・事業所又は1物件の表示面積の合計が0.5㎡を超える屋外広告物で、一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。・自動販売機で一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置するもの。

②景観形成基準

項目	景観形成基準
<p>建築物・工作物の高さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色区域は、8 m以下とする。 ・青色区域は、10m以下とする。 ・黄色区域は、13m以下とする。 ・桃色区域は、15m以下とする。 ・橙色区域は、20m以下とする。 ・建築物の高さの算定は、地盤面から階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の最上部までとする。高度地区の規定と同様とする。 ・建築物の屋上部分に設置する工作物の高さの算定は、地盤面から当該工作物の最上部までとする。 ・国・県・市指定の文化財・史跡等、及び高度地区の適用除外・許可による特例の物件については、この高さの規定は適用しない。 <p>※都市計画法において、緑色区域（8 m以下）は「風致地区」、青色・黄色・桃色・橙色区域（10～20m以下）は「高度地区」の指定あり</p> <p>※重点地区の北側及び東側隣接地域（概ね都市計画道路阿幸地青見線まで）は、本計画書74頁の一般共通基準（一定規模以上の各種行為の届出に関する景観形成基準）において25m以下の規定あり</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 重点地区区域 建築物の高さ制限 8m(風致地区 第1種) 10m(高度地区 第1種) 13m(高度地区 第2種) 15m(高度地区 第3種) 20m(高度地区 第4種) </div>

項目	景観形成基準																								
建築物・工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁、屋根の色彩は、以下のとおりとすること。 <p style="margin-left: 20px;">外壁基準色</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色 相</th> <th style="width: 33%;">明 度</th> <th style="width: 33%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>0～10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">屋根基準色</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">色 相</th> <th style="width: 33%;">明 度</th> <th style="width: 33%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>5 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>R、YR、Y</td> <td>5 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・建物見付面積の10分の1以下の範囲で使用可能な外壁の強調色（アクセントカラー）については、この限りではない。 ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分については、この限りではない。 ・工作物の色彩は、建築物の外壁基準色の範囲において、かつ、近隣の建築物や工作物との調和に配慮し、周辺の環境から突出しないようなものを使用する。 	色 相	明 度	彩 度	無彩色	0～10	—	R、YR、Y	8 以下	4 以下	その他	8 以下	2 以下	色 相	明 度	彩 度	無彩色	5 以下	—	R、YR、Y	5 以下	4 以下	その他	5 以下	2 以下
色 相	明 度	彩 度																							
無彩色	0～10	—																							
R、YR、Y	8 以下	4 以下																							
その他	8 以下	2 以下																							
色 相	明 度	彩 度																							
無彩色	5 以下	—																							
R、YR、Y	5 以下	4 以下																							
その他	5 以下	2 以下																							
建築付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・塔屋、設備類は、建築物と一体化させる。それが困難な場合は、ルーバーなどにより囲み、修景を施す。 ・壁面の配管類、屋外用パワーコンディショナーなどは、建築物と一体化するか、又は、視点場や通りから見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同系色にするなどの修景を図る。 ・太陽電池モジュールの色彩は、黒色又は濃紺色若しくは建築物と一体に見える低明度かつ低彩度の目立たない物を使用し、低反射で、できるだけ模様が目立たない物を使用する。 ・太陽電池モジュールのフレームの色彩は、できるだけモジュール部分と同等のものとし、低反射の物を使用するよう努める。 ・太陽光発電設備を勾配屋根に設置する場合は、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体化させる。 ・太陽光発電設備を陸屋根に設置する場合は、最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるか、又は、ルーバーなどにより修景を施す。 ・風力発電設備は、原則として屋根又は屋上等に設置しないものとする。 																								
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告は設置しない。 ・突出看板は、建築物等と一体化を図り、看板の面積は最小限に留める。 ・広告塔など独立した屋外広告物を設置する場合は、集約化、小面積化、デザインの高質化、落ち着いた色合いを使用するなど、周辺景観との調和に配慮する。 ・光源が点滅するネオンサイン等を行わない。 ・一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内における屋外広告物は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①壁面広告、突出看板は、地色を外壁と同系色とする。 ②広告塔、広告板は、脚柱をダークブラウン、地色を色彩基準の屋根基準色の範囲内とする。 ③日除けのれんなどは、落ち着いた色合いとする。 <p style="margin-left: 20px;">ただし、上記において、木材や石材などの自然素材を活用する場合はこの限りではない。</p>																								

項目	景観形成基準
サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・富士山本宮浅間大社の門前町や歴史的雰囲気との調和に配慮した材質、色彩、デザインとなるよう工夫する。
ストリートファニチャー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチやモニュメントなどは、富士山本宮浅間大社の歴史性と神田川のうるおいある緑や水辺に配慮したデザインとする。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・一般県道富士宮富士公園線、一般県道富士富士宮線、主要地方道富士富士宮由比線の道路境界から10m以内及び風致地区内に設置する場合は、周辺景観と調和するようダークブラウンやグレーベージュなどとする。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・柔らかな光源色の落ち着いた色のある照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。
緑化など	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木は、建築物配置の工夫、移植などにより、出来る限り残すように努める。 ・敷地内空地の緑化に努める。その際、自然植生を考慮するとともに、周辺樹木との調和を得られる樹種とする。 ・屋上緑化、ベランダ緑化、外壁面のツル性植物などによる垂直緑化により、緑視率を高める。 ・エントランス、敷地コーナーなど人通りの多い場所には、植栽などによりうるおいを与える演出に努める。 ・敷地内の道路に面する部分は、中高木を主体とする植栽により、歩行者等から見た効果的な緑化を図る。 ・フェンス、柵などが機能上必要な場合は、周辺景観に調和したデザインとし、可能な限り前面の緑化修景に努める。 ・視点場を結ぶ動線上や神田川沿いの歩行空間を中心に、季節感のある花を用いたまち並みを彩る修景植栽など、水と緑が調和したうるおいのある景観形成に努める。

参考資料

カラーシステムのしくみ

ここでは、マンセル表色系の仕組みをはじめとして、環境色彩基準を理解していただくために必要な色彩の基礎知識をまとめています。

マンセル表色系は、「色相 (Hue)」、「明度 (Value)」、「彩度 (Chroma)」の3つの属性の組み合わせによってひとつの色をあらわすシステムです。

【色相】色味の度合いを色相としてあらわします。

色相は、R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄)、GY (黄緑)、G (緑)、BG (青緑)、B (青)、PB (青紫)、P (紫)、RP (赤紫) など各色相の頭文字と、その度合いをあらわす0から10までの数字を組み合わせ用います。

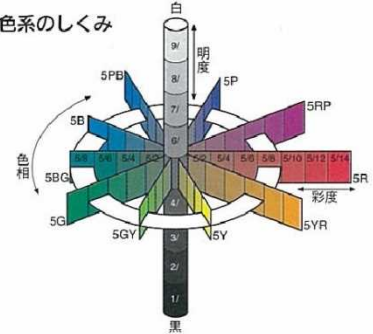
【明度】色の明るさの度合いを明度としてあらわします。

0から10までの数字を用い、明るい色ほど数値が大きくなります。色相をもたない無彩色はN9、N5.5などのように最初にNをつけてあらわします。

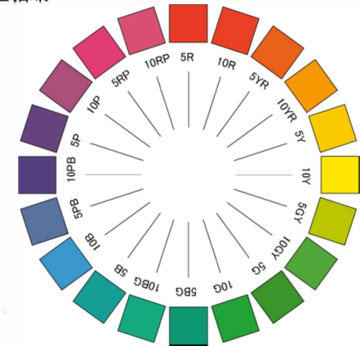
【彩度】色のあざやかさの度合いを彩度としてあらわします。

あざやかな色ほど数値が大きくなりますが、最大の数値は色相によって異なります。

マンセル表色系のしくみ



マンセル色相環



マンセル値の読み方

5R 4.0 / 14.0 (5アール4.0の14.0と読む)
色相 明度 彩度

【トーン】色彩の明度と彩度の組み合わせをトーンとしてあらわしています。トーンは色の調子、色調などと呼ばれ、色の強弱や軽重、濃淡など、色を与える印象と深く関わっています。また、各色相の色を彩度(あざやかさ)別に4段階に分け、更に明るさを加味して、最終的に10種のトーンを設定しています。

- 無彩色グループ N1、N2、N3、N4 トーン
— 白・灰色・黒の無彩色のグループ
- 低彩度グループ L1、L2、L3 トーン
— くすんだ穏やかな色のグループ
- 中彩度グループ M1、M2 トーン
— 色味の強い色のグループ
- 高彩度グループ H トーン
— 非常にあざやかな色のグループ

【マンセル色度図】

マンセル表色系によってあらわされた色彩は、マンセル色度図としてグラフ化することができます。色彩のデータをマンセル色度図に変換することによって、周辺環境の色彩と計画している建物の色彩の関係などを客観的に把握することができます。マンセル色度図は、〈色相-明度図〉と〈色相-彩度図〉の2つのグラフから構成されており、2つの点で1つの色彩を示します。

【マンセル値の範囲で示す色相・トーン分類】

マンセル表色系の色度値によって、色相とトーンの範囲を示しました。塗料や建材の色のマンセル値を測ると、どの色相のどのトーンであるかが判ります。各トーンの範囲は色相によって異なります。

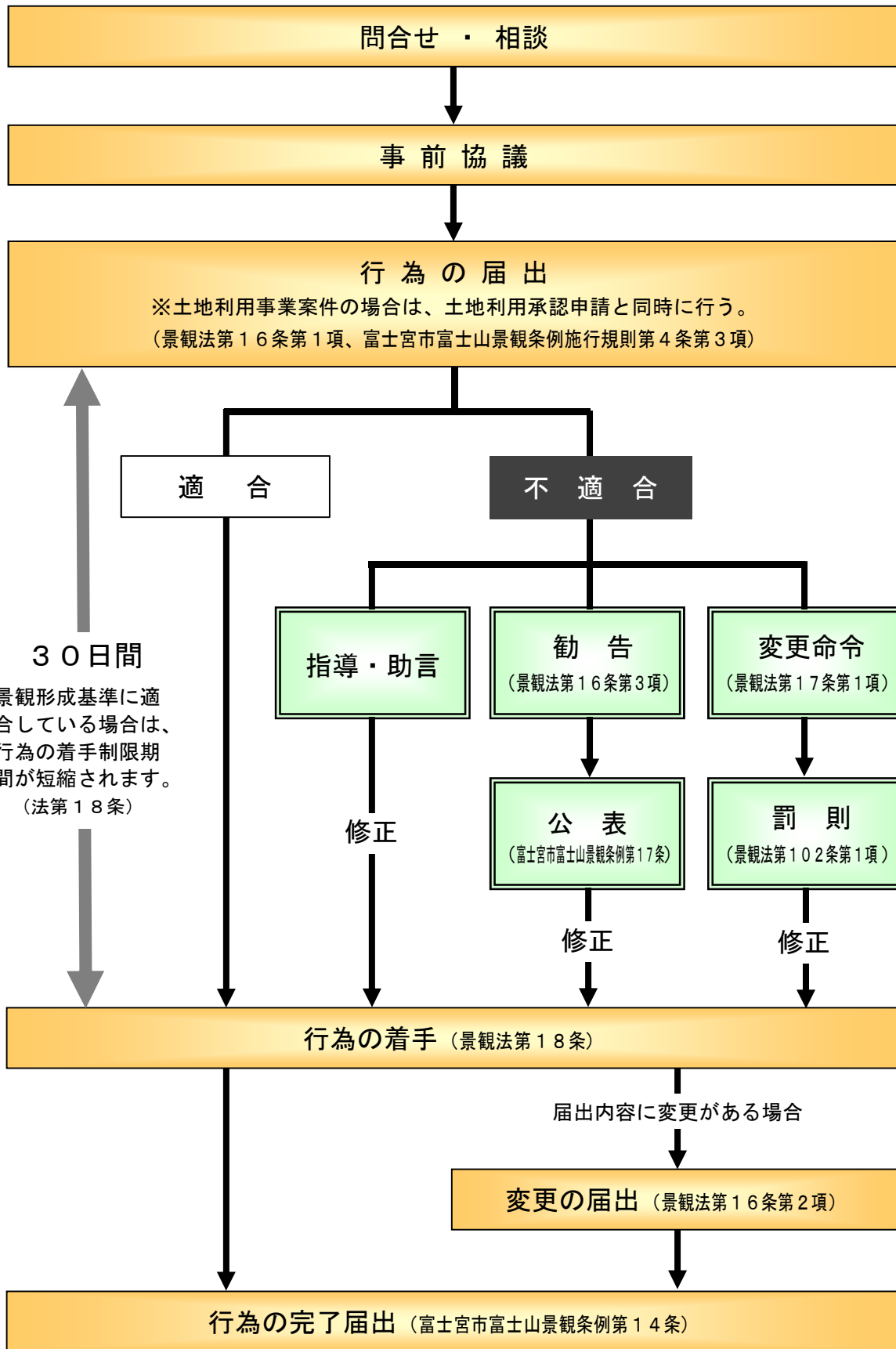
トーンごとのマンセル値による範囲

●色相	●トーン					
	L1	L2	L3	M1	M2	H
R 赤系	9.5~8/0.6~1.5	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	9.5~6/1.6~7	5.9~1/1.6~7	9.5~1/7.1以上
YR 黄赤系	9.5~8/0.6~2.5	7.9~5/0.6~2.5	4.9~1/0.6~2.5	9.5~6/2.6~7	5.9~1/2.6~7	
Y 黄系				9.5~7/2.6~7	6.9~1/2.6~7	
GY 黄緑系	9.5~8/0.6~2	7.9~5/0.6~2	4.9~1/0.6~2	9.5~7/2.1~7	6.9~1/2.1~7	
G 緑系				9.5~6/2.1~5	5.9~1/2.1~5	9.5~1/5.1以上
BG 青緑系						
B 青系				9.5~5/2.1~5	4.9~1/2.1~5	
PB 青紫系				9.5~5/1.6~5	4.9~1/1.6~5	
P 紫系	9.5~8/0.6~1.5	7.9~5/0.6~1.5	4.9~1/0.6~1.5	9.5~5/1.6~5	4.9~1/1.6~5	
RP 赤紫系				9.5~6/1.6~7	5.9~1/1.6~7	9.5~1/7.1以上

●色相	●トーン			
	N1	N2	N3	N4
共通	9.8~8/0~0.5	7.9~6/0~0.5	5.9~4/0~0.5	3.9~1/0~0.5

N1~N4 : Neutral 1~4 L1~L3 : Low Chroma 1~3 M1~M2 : Medium Chroma 1~2 H : High Chroma

届出の手続き



富士宮市景観計画

平成 22 年 1 月策定

平成 24 年 1 月変更（芝川地域の追加）

平成 25 年 7 月変更（太陽光発電設備等の追加）

平成 28 年 4 月変更（重点地区「浅間大社周辺地区」の追加）

発 行 富士宮市

編 集 富士宮市都市整備部都市計画課

〒418-8601

静岡県富士宮市弓沢町 150 番地

TEL : 0544-22-1111（代表）

E-mail : toshi@city.fujinomiya.lg.jp
